

朝日町空き家等バンク制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、朝日町空き家等対策計画に基づき、町内の空き家、空き店舗、空き宅地及び空き農地（以下「空き家等」という。）を有効活用して、町内への定住の促進、産業振興、就農促進等を図るため、朝日町空き家等バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、以下の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住又は法人が営利を目的として取得し、現に居住していない又は近く居住しなくなる予定の町内の建物及びその敷地その他町長が特に認めるものをいう。
- (2) 空き店舗 個人又は法人が商工業等を営むことを目的として取得し、現に使用していない又は近く使用しなくなる予定の町内の建物及びその敷地その他町長が特に認めるものをいう。
- (3) 空き宅地 建物の敷地に供せられる町内の土地であって、現に使用していない又は近く使用しなくなる予定のものその他町長が特に認めるものをいう。
- (4) 空き農地 耕作の目的に供される町内の土地であって、現に耕作していない又は近く耕作しなくなる予定のものをいう。
- (5) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売却、賃貸等を行うことができる個人又は法人をいう。
- (6) 空き家等バンク この要綱の定めるところにより、空き家等の売却、賃貸等を希望する所有者等から申し込みを受けた情報を、町内への定住、町内での創業又は就農等を目的として、空き家等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に紹介を行う仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家等バンク以外による空き家等の取引を規制するものではない。

(空き家等の登録申込み等)

第4条 空き家等バンクによる空き家等(ただし、空き農地を除く。この条から第6条において同じ。)に関する登録を受けようとする所有者等は、空き家(空き店舗・空き宅地)バンク登録申込書(別記様式第1号)及び空き家(空き店舗・空き宅地)バンク登録カード(別記様式第2号)を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認のうえ、空き家バンク登録台帳、空き店舗バンク登録台帳又は空き宅地バンク登録台帳(この条及び第6条において「空き家バンク登録台帳等」という。)に登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家(空き店舗・空き宅地)バンク登録完了通知書(別記様式第3号)により当該申込者に通知するものとする。
- 4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等について、空き家等バンクによることが適当と認めるときは、当該所有者に対して空き家等バンクへの登録を勧めることができる。

(登録事項の変更)

第5条 前条により登録された空き家等について、登録事項に変更があったときは、前条第3項の規定により登録完了の通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、空き家(空き店舗・空き宅地)

バンク変更登録申込書（別記様式第1号）及び登録事項の変更内容を記載した空き家（空き店舗・空き宅地）バンク登録カードを町長に提出するものとする。

（空き家等バンクの登録の抹消）

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク登録台帳等の当該空き家等に関する登録を抹消し、空き家（空き店舗・空き宅地）バンク登録抹消通知書（別記様式第4号）により当該登録者に通知するものとする。ただし、第2号に該当することにより登録の抹消を受けた者は、改めて第4条第1項の規定による登録の申込みを行うことにより、再度登録することができる。

（1）当該空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

（2）当該空き家等が登録された日から3年が経過したとき。

（3）当該登録者から空き家（空き店舗・空き宅地）バンク登録抹消届出書（別記様式第5号）が町長に提出されたとき。

（空き農地の登録、登録事項の変更及び登録の抹消）

第7条 空き農地を空き農地バンク登録台帳に登録する場合、登録事項を変更する場合又は登録を抹消する場合は、朝日町農業委員会事務局と協議のうえ行うものとする。

（登録空き家情報の公開等）

第8条 第4条第2項及び前条の規定により登録した空き家等に関する情報（以下「登録情報」という。）の一部は、町のホームページ等により公開する。

2 前項の規定により公開する登録情報の範囲は、次のとおりとする。

（1）登録番号

（2）賃借又は売却の別及び価格

（3）所在地

（4）写真

（5）概要（築年、構造、間取り、面積、地目等）

（6）利用状況

（7）設備

（8）主要施設等までの距離

（利用希望の申込み等）

第9条 利用希望者は、空き家等バンク利用申込書（別記様式第6号）及び誓約書（別記様式第7号）に必要な事項を記入し町長に申し込むものとする。ただし、登録を申し込むことができる者は、町税等を滞納していない者に限る。

2 町長は、前項の規定による申込みがあった場合で次条の要件を満たすものと認めたときは、空き家等バンク利用者台帳に登録し、当該利用希望者へその旨を通知するものとする。

（空き家等利用者の要件）

第10条 空き家等バンクにより空き家等を利用する者（以下「利用者」という。）は、次のいずれかの要件を満たすものとする。

（1）空き家等に定住し、朝日町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、よき住民として生活することに努める者

（2）空き家等を使用し、産業又は福祉、教育、文化、芸術若しくは地域活動を行うことにより、地域の活性化に寄与するよう努める者

(3) その他町長が適当と認めた者

2 前項第2号の要件を満たす者が空き家等を利用しようとする場合は、あらかじめ、当該空き家等が存する自治会の了解を得なければならないものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第11条 町長は、登録者と利用希望者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。ただし、所有者等の希望により当該空き家等に関する交渉、売買及び賃貸借の契約について公益社団法人山形県宅地建物取引業協会による仲介を斡旋できるものとする。

(個人情報の保護)

第12条 空き家バンク登録台帳等及び空き農地バンク登録台帳に記載された個人情報の取扱いについては、朝日町個人情報保護条例(平成16年条例第1号)の定めるところによる。

(反社会的勢力の排除)

第13条 所有者等及び利用者は、次の各号の事項を誓約する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。

(2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は平成21年10月13日から施行する。

この要綱は平成28年10月17日から施行する。

この要綱は平成30年4月1日から施行する。